

不在者投票 期日前投票 を 利用しましょう!



選挙管理委員会事務局 ☎ 0824-73-1126

<http://www.city.shobara.hiroshima.jp/government/senkyo/index.html>

ことし7月ごろには参議院議員選挙が予定されており、この選挙から満18歳以上の有権者による投票が始まる見込みです。政治をより良いものに変えていくための「選挙」。大切な権利をムダにしないよう、選挙のお知らせが届いたら忘れず投票に行きましょう!

期日前投票

投票日当日に用事があって投票所へ行けない人は期日前投票を利用しましょう。学校や仕事などの都合はもちろん、旅行やレジャー、冠婚葬祭などでも利用できます。

今回の参議院議員選挙から、一部の期日前投票所の開設期間が下の表の通りに変わります。期日前投票する際は、ご注意ください。

期日前投票所	開設期間
庄原	公示日翌日 ～投票日前日 (これまでと同じ)
西城 東城 口和 高野 比和 総領	投票日8日前 ～投票日前日

不在者投票

選挙期間中、選挙人名簿の登録地以外に滞在していたり、病院に入院したりしている人などが対象の投票方法です。

出張や旅行中の人は、不在者投票の手続きをすれば滞在先で投票することができます。入院中の人のためには病院内に投票所が設けられます。手続きの方法はホームページなどでご確認ください。

この春、引っ越した方

この春、進学や就職・転勤などで引っ越した方にお知らせです。投票は原則、住民票のある住所で行いますが、住民票を異動した時期によっては、新しい住所地で投票できない場合があります。この場合で、異動前の住所地に3カ月以上住んでいた場合は、異動前の住所地で投票することができます。異動前の住所地に行つて投票することが困難な方は、「不在者投票」を利用しましょう!

家族の中で市外へ引っ越した方がいる場合

住民票を異動せずに引っ越した場合、引っ越し前の住所地に選挙のお知らせが届けられます。この場合は異動前の住所地で投票することになりますが、引っ越した方にはお知らせが届かないため、選挙があることすら知らず投票しなかったということがあります。

もし、引っ越した方宛ての選挙のお知らせが届いた場合は、本人に選挙があることを伝え、不在者投票などを利用して投票するよう、家族の皆さんからも呼びかけをお願いします。

◀西城紫水高校で2月10日に模擬投票が行われました。2・3年生47人が投票し、選挙の大切さも学びました。生徒からは「簡単に投票できることが分かった」「選挙権を持ったなら投票しようと思う」との感想が聞かれました。

